

(規律維持)

第5条 乙は、受託業務の従事者(以下「学校管理従事者」という。)に対する管理上の責任を負い、服務規則を維持して秩序ある業務を実施するものとする。

(業務内容の変更、中止等)

第6条 乙は、自己の責任による以外の理由によって、業務を実施することができなくなったときは、甲の承諾を得て業務を変更し、又は中止することができる。

(報告・検査)

第7条 乙は、毎日、学校管理業務終了後に業務日誌を作成して業務実施内容等を甲に報告し、甲の検査を受けなければならない。

2 甲は、学校管理業務の実施内容を随時確認し、学校管理従事者が実施した内容に改善を要すべき事項がある場合、乙に対して改善を求めることができる。

(賠償責任)

第8条 乙は、業務の実施中において、甲の責めに帰すべき管理責任以外の理由により、甲又は第三者に損害を与えたときは、その賠償の責任を負うものとする。

(甲の契約解除権)

第9条 甲は、次の各号の一に該当する理由が生じた場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 乙がこの契約に違反したとき、又は契約の履行が不完全だと甲が認めたとき。
- (2) 乙が故意又は重大な過失により、甲に損害を与えたとき。
- (3) 乙が次のアからキまでのいずれかに該当するとき。

ア その役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所の代表者をいう。以下この条において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この条において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ その役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。

エ その役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ その役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められるとき。

カ 下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(前号に該当する場合を除く。)に、甲が受託者に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

- (4) 甲の学校管理業務方針が変更されたとき。

(乙の契約解除権)

第10条 乙は、甲の責めに帰すべき理由によって、この契約を継続することができなくなった場合、又は正当な理由がある場合は、この契約を解除することができる。

(守秘義務)

第11条 乙は、学校管理業務の実施に当たり、知り得た甲の秘密及び第三者の秘密を他に漏らしてはならない。

(協議事項)

第12条 この契約に定めのない事項又はこの契約に疑義が生じた場合は、甲乙協議を行うものとする。

上記のとおり契約したことを証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和8年4月1日

甲 上越市南城町3-3-8
新潟県
新潟県立高田南城高等学校長

乙